

地域ボランティア活動支援のための助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、広く社会貢献の心をもって、創造的にボランティア活動を実施している団体に対して助成を行うことにより、住民参加型の地域活動を促進し、共に支え合い、共に生きる、安心とゆとりに満ちた、人に優しい社会づくりに資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象とする団体は、別表1「ボランティア活動分野の分類」を参照し、住民の主体的参加に基づく福祉コミュニティづくりに寄与するボランティア活動を行っていると思われる団体であって、以下の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 活動の主たる基盤を添田町に有する民間の非営利団体であって、法人格の有無は問わない。ただし、会員又は構成員の自助若しくは互助的な活動を行うことを主たる目的とする団体は対象としない。
- (2) 今後も継続的発展的な活動が望まれること。
- (3) 団体の活動目的等を定めた規約を有し、組織体制が明確であり、かつ概ね5名以上の実質的活動を行っている会員を有すること。
- (4) 会費等の自主財源等で活動しており、事業計画や会計収支が明瞭であること。

(助成対象となる事業)

第3条 助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費は、対象事業を実施するために必要な別表2に掲げる経費とする。ただし、同種の補助金を受けた場合は、助成対象となる経費から同種の補助金額を減ることとする。

(助成金額)

第5条 助成金額は原則として1団体5万円以内とする。

(助成金の財源)

第6条 助成金は、添田町社会福祉協議会会費及び寄付金を財源とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書(様式第1号)により会長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 助成金を交付する団体を決定し、当該団体に対し助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(助成金の交付請求)

第9条 交付の決定を受けた団体は、助成金交付請求書(様式第3号)により会長に請求するものとする。

(実績報告)

第10条 助成団体は、事業が完了したときは助成事業の成果を記載した事業実績報告書(様式第4号)により翌年度4月末日までに会長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 会長は、次の各号に該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときやこの要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその償還を命ずることができる。

2 当該助成事業を実施していくなかで、当初予算が執行できず助成金の返還金が生ずる見込みの場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 ボランティア活動分野の分類及び事例

大分類	番号	中分類
子ども	1	子育て
	2	健全育成
福祉	3	高齢者福祉
	4	児童・母子福祉
	5	障がい者(児)福祉
	6	社会福祉一般
保健・医療	7	健康づくり
	8	保健・医療
環境	9	自然環境保全
	10	公害・エネルギー
教育・文化・スポーツ	11	教育
	12	文化
	13	スポーツ
国際交流	14	国際交流
	15	国際協力
地域社会	16	まちづくり
	17	地域安全活動
その他	18	災害時の救援
	19	消費者保護
	20	人権擁護・平和推進
	21	男女共同参画
	22	その他

別表 2

科目	内容
諸謝金	外部に依頼した講師等に支払う謝礼
旅費	外部に依頼した講師等の交通費、宿泊費等
賃借料	事業に必要な会場の使用料、車輛の借上げ料等
損害保険料	事業に必要な保険料
消耗品費	事業に必要な消耗品、材料代
通信運搬費	事業に必要な郵券料等
印刷製本費	事業に必要な書類、関係資料、広報誌等の印刷代、コピー代
備品購入費	事業に必要な備品購入費
その他の経費	本会会長が必要と認める経費